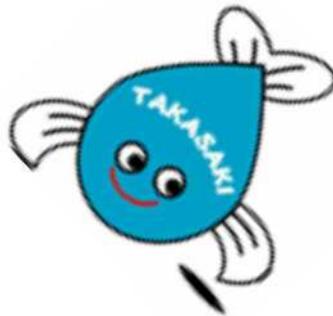


特定施設水道連結型スプリンクラー設備

の設置に関する要綱

(水道直結型スプリンクラー設備)



水道・下水道のマスコットキャラクター

「めぐみ」

令和3年 4月1日改定

高 崎 市 水 道 局

特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(水道直結型スプリンクラー設備) の設置に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、水道直結式スプリンクラー設備の新設又は改造（以下「設置」）について、給水条例（昭和36年高崎市条例第34号 以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 条例第3条に規定する給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 消防設備士 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士をいう。
- (3) 指定給水装置工事事業者 水道事業者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により指定をした者

(事前協議)

第3条 水道直結式スプリンクラーを設置しようとする者（以下「申請者」という）は、給水装置工事申込書提出の前に、水道直結式スプリンクラー設備について、水道局と事前協議を行うものとする。

- (1) 申請者は給水装置工事申込書提出の前に、水道直結式スプリンクラー設備（設計）水圧調査申請書（様式第1号）を水道局に提出し、給水取出し先の水道本管の水圧調査依頼を行い、水道直結式スプリンクラー設備（設計）水圧調査回答書（様式第2号）の回答を受けておくこと。
- (2) 申請者は事前協議に基づき高崎市等広域消防局予防課設備指導係と十分な協議を行うこと。又、水道直結式スプリンクラー設備設置承諾書（様式第3号）を添付し給水装置の工事申込みを行うものとする。

(承諾事項（設置条件）)

第4条 設備の所有者及び使用者（防火管理者等）は、次の項目をよく理解し、承諾すること。

- (1) 災害その他正当な理由（制限給水・事故・水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じても水道局に責任がないこと。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は、水道局が負わないこと。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、上記のような条件が付いていることを賃借人等に熟知させること。
- (4) 水道直結式スプリンクラーを介して連結している水栓等からの通水状況に留意し、異常があった場合には設置業者等に連絡し、処置すること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知すること。
- (6) 水道直結式スプリンクラー設備の管理上及び使用上の一切の責任を認めるとともに水道局からの指示・指導については誠実に対処すること。

(施 行)

第5条 配水管又は他の給水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水利計算等は、消防設備士が行うものとする。なお、指定給水装置工事事業者等は当該地区の配水状況(最小動水圧等)を調査すること。又、配水状況(最小動水圧等)については、料金課給水担当にて把握している場合もあるので、事前に確認をすること。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備の設置については、消防設備士の指導のもとに、指定給水装置工事事業者に施行させるものとする。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令第5条給水装置の構造及び材質の基準に適合したものを使用すること。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備配管内に水及び空気が滞留しないよう、末端部をトイレなど日常的に使用されている給水栓に接続しなければならない。又、適切な逆流防止措置を講じること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備について必要な事項は、別途定める。

(附 則)

この要綱は、平成30年 1月 1日から施行する。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

高崎市上下水道管理者
(公 印 省 略)

水道直結式スプリンクラー設備(設計)水圧調査回答書

年 月 日付で依頼のありました水道直結式スプリンクラー
設備(設計)水圧について、下記のとおり回答いたします。

記

スプリンクラー設置場所	高崎市 町 番地
水 圧 計 測 定 場 所	高崎市 町 番地
回 答 内 要	測定日時 年 月 日 時 測定値 最小値 M p a (時 分) 最大値 M p a (時 分)

水道直結式スプリンクラー設置承諾書

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

年 月 日

設置場所

給水装置 住所
所有者 氏名

消防設備士 氏名

給水装置工事主任技術者
氏名

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、消防設備士及び給水装置工事主任技術者より十分に説明を受けましたので、適正に維持管理するとともに、下記の条件を承諾します。

- 1 高崎市の水道直結型スプリンクラー設備の設置に関する要綱を遵守します。
- 2 災害その他正当な理由（制限給水・水道管破損事故・水道施設の事故等）によって、一時的な断水や水圧低下により水道直結式スプリンクラー設備が十分発揮されない状況が生じても、水道局に責任がない旨を了承し、水道局に一切意義申し立ていたしません。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備の災害以外における作動及び災害時に非作動が生じても水道局に責任を求めません。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、当該設備は条件つきであることを賃借人に熟知させます。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときには、上記事項について譲受人に継承します。